

「平成26年度第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成26年11月6日（木） 11:00～11:40

II 場 所 熊本市議会予算決算委員会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市農水商工局商工振興課

V 次 第

1 開会

2 議事 (1) 「ドラッグコスモス天明店」に対する意見について

(2) 「(仮称)イオンタウン田崎」に対する意見について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局から届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

1 「ドラッグコスモス天明店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- また、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) オープン時や大売出し時等において来客車両による混雑が予想される場合は、適正な交通誘導員の配置により、車両の整理及び歩行者の安全確保等に努めること。
 - (3) 緑化の推進及び良好な景観形成のため、交通安全上の視認性を妨げない箇所で樹木の植栽に努めること。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未滿の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 資料1-4の図面にある自転車歩行者専用出入口からの通路について、自転車と歩行者それぞれ分けてあるわけではないが、幅員が1.5mと狭くないか。どの程度

- 幅員があればいいのか。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
- 道路上であれば最低3m以上必要だが、当該通路は店舗敷地内であり、基準がないためわからない。（園田委員：土木管理課長）
 - 歩行者1人であれば80cmで問題ないかもしれないが、自転車も通るとなれば狭いと思われる。当該通路が混雑するとは考えにくいですが、店舗の端に位置しており気がかりなところ。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
 - まずは歩行者・自転車と車の分離を考慮して駐車場の配置を計画していただいている。土木管理課から話があったとおり道路上であれば自転車・歩行者共用道路として3m、交通量が多ければ4m幅員を確保する必要があるものの、熊本の交通事情として車の利用率が高いことから、店舗敷地内に2～3mの通路を確保するよう求めることまではしていないのが現状。今後、事故等の危険性があれば、設置者に働きかけていきたい。（木庭委員：警察本部交通規制課長）
 - 自転車も車両であるが、歩道に上げてしまっている。一旦上げてしまうと下ろせない。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）
 - 郊外に離れば高齢の方々が自転車を運転されることが多く見られる。そういった方々を車道に下ろす、自転車専用道路を作るのが理想であるが、ご意見の内容を踏まえて、今後こういった関係を通じて発報に努めていきたい。（木庭委員：警察本部交通規制課長）

〔総括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

2 「(仮称) イオンタウン田崎」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
 - また、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
- (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) オープン時や大売出し時等において来客車両による混雑が予想される場合は、適正な交通誘導員の配置により、車両の整理及び歩行者の安全確保等に努めること。
 - (3) 緑化目標値である敷地面積の20%以上を緑化するよう努めること。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質疑〕

- 屋上駐車場から下りてきた車両が出口No. 2から出て行くことが望ましいが、屋上からスロープを下りてきて右折で出入口No. 3に向かい、接触等の懸念があるため、車両の誘導をしっかりとやる必要がある。（荒井委員：元熊本学園大学教授）
- 警察としても危惧しているところ。熊本高森線は当該店舗周辺の大規模店舗等の立地により交通の円滑性が失われている状態。そういったなかで、交通の円滑性がより失われることがないように、交通解析を行っていただいた。出入口No. 3から出て行く車両が多いと、交通渋滞を引き起こすおそれがあるため、屋上駐車場から降りてきた車両については出口No. 2を誘導するよう設置者に求めている。その方法として、オープン時は誘導員を出入口に配置して来店車両に対する案内等を徹底させる。また、オープンセール後に誘導員が継続して配置されるか不透明であるが、その担保としてセンターポールを設置し、右折しようとする車両に圧迫感を与え、左折誘導を行うこととしている。（木庭委員：警察本部交通規制課長）

〔総括〕

本件については、市の意見はなし、ただし、留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。